

## 地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期目標・中期計画（比較）

地方独立行政法人長野県立病院機構

第 4 期中期目標（素案_20240927パブリックコメント開始時点）	第 4 期中期計画（素案）
<p>前文 （略）</p>	<p>前文 （略）</p>
<p>第 1 中期目標の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間</p>	<p>第 1 中期目標の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間</p>
<p>第 2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 病院機構は、安全・安心な医療を提供し、県民の健康の維持及び増進を図ること。 また、地域の医療機関との機能分化や連携を図るとともに、医療人材の養成などにより県内医療水準の向上に努めること。</p>	<p>第 2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 病院機構は、安全で安心な医療を提供するため、常に医療機関としての機能向上に努め、県民の健康の維持及び増進に寄与する。また、医療機関を含め地域との連携を図るとともに、医療人材の養成を通して県内の医療水準の向上を図る。</p>
<p>1 県立病院が担うべき医療等の提供 各病院は、今後の人口減少や地域の医療ニーズの変化等を見据えた効率的で質の高い医療の提供により持続可能な医療提供体制を確保するとともに、必要に応じて見直しを図ること。 また、災害又は新興感染症対応においては、各病院の機能や役割に応じた必要な医療を提供できる体制を他の医療機関等と連携のうえ整えること。</p>	<p>1 県立病院が担うべき医療等の提供 各病院は、今後の人口減少や地域の医療ニーズの変化等を見据えた効率的で質の高い医療の提供により持続可能な医療提供体制を確保するとともに、必要に応じて見直しを行う。また、災害や新興感染症対応においては、各病院の機能や役割を踏まえ必要な医療を提供できる体制を、他の医療機関等と連携して整備する。</p>
<p>(1) 信州医療センター 感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、今後増加が見込まれる高齢者疾患に適応した地域医療を提供する「先駆的モデル」の役割を果たすこと。 ア 第一種及び第二種感染症指定医療機関、エイズ治療中核拠点病院並びに結核指定医療機関として、感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など、県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。 イ 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。 ウ がん診療連携拠点病院との連携を強化するとともに、がん診療機能の向上を図ること。 エ 代替・補完を含めた拠点機能のあり方、病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、高齢者に係る救急医療体制の強化及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。</p>	<p>(1) 信州医療センター 信州医療センターは、感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、須高地域の基幹病院として、今後増加が見込まれる高齢者疾患に対応した地域医療等、次に掲げる医療を提供する。 ア 感染症指定医療機関として、各種感染症（第一種・第二種・結核・エイズやマラリア・デング熱など蚊媒介感染症等）に関する診療体制の充実を図るとともに、新興感染症の発生に備え迅速に対応できる診療体制を強化する。また、県内の感染症指定医療機関及び保健所等と連携し、感染症医療をリードするとともに、広域での収容訓練の実施、協定指定医療機関への支援、感染対策情報の随時発信に努める。 イ 高齢化の進展に伴う在宅医療ニーズへの対応として、開設した訪問看護ステーションにより、関係機関との連携を強化するとともに、在宅医療体制の充実を図る。 ウ 健診部門及び内視鏡センターの充実強化を図るため、大腸内視鏡検査などの積極的な受け入れ及び須高地域の市町村がん検診事業における対策型胃内視鏡検診の受託を継続する。 エ 地域の中核病院として他医療機関と連携するとともに、24時間365日体制で2次救急医療を引き続き提供する。 オ 高度で複雑化した整形外科関節疾患の治療を安全かつ正確に実施するため、専門に特化して開設した「人工関節・下肢関節機能再建センター」により、診療体制の充実を図る。 カ 代替・補完を含めた拠点機能のあり方、病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、高齢者に係る救急医療体制の強化及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を行う。</p>

第4期中期目標（素案_20240927パブリックコメント開始時点）	第4期中期計画（素案）
<p>(2) こころの医療センター駒ヶ根 精神科医療における県の中核病院として、ニーズに即した質の高い専門医療を提供すること。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療の確実な受入体制を整備し、常時対応型施設としての役割を果たすこと。</p> <p>イ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定入院・指定通院医療機関の運営を行うこと。</p> <p>ウ 発達障害や摂食障害などの児童思春期青年期精神科医療の入院治療体制を強化すること。</p> <p>エ 依存症治療拠点機関及び依存症専門医療機関として、アルコール、薬物、ギャンブル等に加え、ニーズの高まっているゲーム依存などの依存症専門治療を充実させること。</p> <p>オ 災害派遣精神医療チームについて、先遣隊として中心的な役割を担うこと。また、災害拠点精神科病院としての位置づけを検討すること。</p> <p>カ 認知症の専門医療の提供について、認知症疾患医療センターとして地域の関係機関と連携し、専門医療の提供と相談体制の充実に取り組むこと。</p> <p>キ 信州大学医学部と連携した専門医の育成について取り組むこと。</p>	<p>(2) こころの医療センター駒ヶ根 こころの医療センター駒ヶ根は、県の政策的・先進的な精神医療を担う病院として、次に掲げる医療を提供する。</p> <p>ア 県全域を対象として、児童・思春期、青年期の発達障害や摂食障害等、精神疾患の専門医療機能を充実させるため、「子どものこころ総合医療センター」を開設し、入院・外来の治療体制を強化する。</p> <p>イ 県の依存症治療拠点機関として、アルコール・薬物・ギャンブル等多様な依存症の専門医療の提供や関係機関との連携を強化するとともに、インターネット・ゲーム依存症治療を充実させる。</p> <p>ウ m-ECT（修正型電気痙攣療法）、rTMS（反復経頭蓋磁気刺激療法）、クロザピン治療等の先進的な専門医療を適正な運営により安定的に実施する。</p> <p>エ 地域型認知症疾患医療センターとして、鑑別診断、相談支援、日常生活支援、行動心理症状への対応強化と入院治療の強化を行う。</p> <p>オ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく指定入院・指定通院医療機関を運営し、同法の処遇対象者が社会復帰するために必要な医療を多職種チームで行う。</p> <p>カ 精神科救急医療の常時対応型施設として、病棟機能に応じたベッドコントロールにより24時間体制で救急患者を受け入れる。</p> <p>キ DPAT（災害派遣精神医療チーム）登録病院として、DPAT先遣隊体制の強化、充実を図るとともに、県と協議の上、災害拠点精神科病院の指定に向けた体制整備を検討する。</p> <p>ク 信州大学医学部と連携し専門医の育成に取り組む。</p>
<p>(3) 阿南病院 下伊那南部地域の住民が住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、外来・在宅を中心に地域に密着した医療を提供し、「人口減少社会における長野県医療の先駆的モデル」としての役割を果たすこと。</p> <p>ア 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。</p> <p>イ へき地医療拠点病院として、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への巡回診療や、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。</p> <p>ウ へき地における受診機会を確保するとともに、医療機関の抱える時間的・距離的制約に対応するため、オンライン診療をはじめとしたICTの利活用に取り組むこと。</p> <p>エ 病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、救急医療体制のあり方及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。</p>	<p>(3) 阿南病院 阿南病院は、下伊那南部地域に密着した医療を担う病院として、次に掲げる医療を提供する。</p> <p>ア 在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させる。</p> <p>イ へき地における救急医療体制を含めた地域住民への医療提供体制を維持するとともに、関係医療機関との連携のもと、へき地医療拠点病院としての役割を果たす。</p> <p>ウ へき地における受診機会を確保するとともに、時間的・距離的制約に対応するため、オンライン診療をはじめとしたICTの利活用に取り組む。</p> <p>エ 病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、救急医療体制のあり方及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を行う。</p>
<p>(4) 木曾病院 木曾地域唯一の有床医療機関として、へき地における急性期機能の維持と回復期・慢性期機能の充実を図るとともに、地域の医療ニーズに適応した外来・在宅医療を提供すること。</p> <p>ア 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。</p> <p>イ へき地医療拠点病院として、救急医療体制を維持するとともに、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への巡回診療や、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。</p> <p>ウ へき地における受診機会を確保するとともに、医療機関の抱える時間的・距離的制約に対応するため、オンライン診療をはじめとしたICTの利活用に取り組むこと。</p> <p>エ 第二種感染症指定医療機関として、感染症に関する専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など、県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。</p> <p>オ 地域がん診療病院として、がん患者の診療及び相談支援体制の充実に努めること。</p> <p>カ 木曾地域における災害拠点病院としての役割を果たすとともに、災害派遣医療チームの派遣体制を確保すること。</p>	<p>(4) 木曾病院 木曾病院は、木曾地域唯一の病院として、へき地における急性期機能の維持と回復期・慢性期機能の充実を図るとともに、地域の医療ニーズに適応した外来・在宅医療等、次に掲げる医療を提供する。</p> <p>ア 在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させる。</p> <p>イ へき地における救急医療体制を含めた地域住民への医療提供体制を維持するとともに、関係医療機関との連携のもと、へき地医療拠点病院としての役割を果たす。</p> <p>ウ へき地における受診機会を確保するとともに、時間的・距離的制約に対応するため、オンライン診療をはじめとしたICTの利活用に取り組む。</p> <p>エ 第二種感染症指定医療機関として、感染症に関する専門医療を提供するとともに、県が行う感染症対策と連携し、感染症の発生予防やまん延防止を図り、感染症発生時においては、早期に適切な医療を提供する。</p> <p>オ 地域がん診療病院として、がん患者の診療及び相談支援体制の充実に努める。</p> <p>カ 木曾地域における災害拠点病院としての役割を果たすとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣体制を確保する。</p>

- キ 認知症医療の提供について、認知症疾患医療センターとして地域の関係機関と連携し、相談体制の充実に取り組むこと。
- ク 外来機能（特に眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等）の維持を図ること。
- ケ 代替・補完を含めた拠点機能のあり方、病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、高齢者に係る救急医療体制の強化及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。

#### (5) こども病院

小児専門病院及び総合周産期母子医療センターとして、一般の医療機関では対応が困難な疾患の治療など、高度で専門的な小児・周産期医療を提供すること。

- ア 高度小児医療及び救命救急医療を提供すること。
- イ 信州大学医学部附属病院やその他産科医療機関と連携を図りながら、リスクの高い妊娠に対する高度医療や、高度の新生児医療を提供すること。
- ウ 小児期から成人期への移行期にある慢性疾患の患者が、個々の病状や置かれた状況に応じて必要な医療が受けられる体制の整備に関係機関と連携して取り組むこと。
- エ 医療的ケア児に対する診療・支援体制の整備と支援人材の育成・研修に関係機関と連携して取り組むこと。
- オ 小児がん連携病院として、信州大学医学部附属病院と連携して小児がんの診療機能向上を図ること。

## 2 地域連携の推進

### (1) 地域医療構想への対応

地域医療構想を踏まえ、今後の医療ニーズの変化を見据えた病床機能や病床数の検討を進めるとともに、他の医療機関との役割分担・連携体制を強化することで、県立病院の持つ医療資源や医療機能を効率的・効果的に提供し、地域における医療提供体制の維持・向上を図ること。

### (2) 地域包括ケアシステムの推進

信州医療センター、阿南病院及び木曽病院は、中山間地をはじめとする保健・医療・介護等のサービスが切れ目なく提供されるよう、各地域の中核病院として地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

阿南病院は、介護老人保健施設を運営することで、また、木曽病院は、介護老人保健施設の運営を行うとともに、介護医療院を運営することにより介護サービスの充実に努めること。

こころの医療センター駒ヶ根は、デイケア・訪問看護の充実を図ることで、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

こども病院は、県内各地域の参考となる小児在宅医療の仕組みづくりと人材育成について、関係機関と連携して取り組むこと。

キ 認知症疾患医療センター（連携型）として、認知症に対する医療需要へ対応するため、もの忘れ外来を含む診療及び患者や家族の相談・支援体制を充実する。

ク 地域住民の生活に必要な不可欠な診療科の外来機能維持に努める。

ケ 代替・補完を含めた拠点機能のあり方、病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、高齢者に係る救急医療体制の強化及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を行う。

#### (5) こども病院

こども病院は、県における高度小児医療を担う病院として、次に掲げる医療を提供する。

ア 高度小児医療の中核病院として診療機能を強化させるとともに、全県的立場で小児重症患者の医療体制を充実する。

イ 県の総合周産期母子医療センターとして、県内産科医療機関との連携を図りながら胎児診療を含む周産期医療の維持・向上に努める。

ウ 成人移行期患者に対する継続的な医療において、信州大学医学部附属病院等の成人病院との連携を強化し、支援の充実に取り組む

エ 医療的ケア児の増加に対応し、診療・支援体制の整備や支援人材の育成・研修に関係機関と連携して取り組む等、小児在宅医療の支援体制の充実に努める。

オ 小児がん連携病院として、小児がん拠点病院と連携して診療体制を整備し、診療機能と支援体制の向上を図るとともに、AYA世代のがん患者に対する就学・就労支援等を含めた小児から成人までの長期フォローアップ体制の充実に努める。

カ 新生児期の拡大スクリーニング検査体制の整備により、疾病の早期発見・早期治療の機能を充実する。

## 2 地域連携の推進

### (1) 地域医療構想への対応

各病院は、地域医療構想を踏まえ、今後の医療ニーズの変化を見据えた病床機能や病床数の検討を進めるとともに、他の医療機関との役割分担・連携体制を強化することで、県立病院の持つ医療資源や医療機能を効率的・効果的に提供し、地域における医療提供体制の維持・向上を図る。

こども病院は、医療人材や設備の県を超えた集約化（三次医療圏の拡大）に対応する。（甲信越・北陸地方における小児重症心不全治療を提供等）また、地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を推進し、医療機器や専用病床の共同利用及び地域の医療従事者に対する研修を実施する。

### (2) 地域包括ケアシステムの推進

信州医療センター、阿南病院及び木曽病院は、地域の実情に応じた医療・介護ニーズに適切に対応するため、関係機関等と連携し、在宅医療に積極的に取り組むとともに、地域包括ケアシステムにおいて、各病院の地域における立ち位置に応じた役割を果たす。

阿南病院は、介護老人保健施設及び訪問看護ステーションの運営を行い、介護サービスの充実に努める。

木曽病院は、介護老人保健施設、訪問看護ステーション及び介護医療院の運営を行い、介護サービスの充実に努める。

こころの医療センター駒ヶ根は、デイケア・訪問看護の充実を図ることで、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムに連携して参画する。

こども病院は、地域における小児在宅医療の仕組みづくりと人材育成に関係機関と連携して取り組む。

第4期中期目標（素案_20240927パブリックコメント開始時点）	第4期中期計画（素案）
<p>(3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進 市町村、保健福祉事務所、児童相談所などの関係機関やNPOなどと連携し、児童虐待への対応、医療的ケア児、母子保健、予防医療、検診啓発、一次救命処置、退院後の支援、認知症対策、自殺対策、健康寿命の延伸に資する活動等に取り組むこと。</p>	<p>(3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進 各病院は、市町村、保健福祉事務所、児童相談所等の関係機関やNPO等と連携し、被虐待児への医療的対応や発達障がい児、医療的ケア児への支援等に取り組む。また、市町村等が行う母子保健、予防医療、検診啓発、一次救命処置講習、認知症対策、自殺対策、健康寿命の延伸に資する取組、地域の福祉関係機関等が行う退院後の支援等に対し、積極的に協力する。</p>
<p>3 医療従事者の養成と専門性の向上 (1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成 病院機構は、初期臨床研修医及び専攻医の受入れ・養成に積極的に取り組むとともに、初期臨床研修医及び専攻医にとってより魅力ある研修プログラムを作成すること。今後医療需要が見込まれる総合診療医等の養成については、研修医の確保に努めること。また、信州医師確保総合支援センターの分室としての役割を最大限発揮するための今後のあり方について、県と協働して検討を進めること。 信州医療センターは、基幹型臨床研修病院として、医師の育成拠点の機能を発揮すること。</p>	<p>3 医療従事者の養成と専門性の向上 (1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成 各病院は、初期臨床研修医及び専攻医にとってより魅力ある臨床研修プログラムの作成やシミュレーション教育を充実させ、研修指導体制を強化するとともに、積極的な広報活動と県立病院間の指導医連携を推進し、医学生、初期臨床研修医及び専攻医の受入れと育成を行う。 信州医療センターは、基幹型臨床研修病院として初期研修医の育成を行うとともに、総合診療医等の養成のため研修医の確保に努める。 こころの医療センター駒ヶ根は、精神科専門医、指定医を育成する。また、信州大学医学部及びこども病院と連携して子どものこころ専門医の育成に取り組む。 本部研修センターは、県や病院と連携し、臨床実習や病院見学の医学生・研修医、地域の中高生を対象としたシミュレーション研修・体験を充実する。 病院機構は、信州医師確保総合支援センター分室としての役割を最大限発揮するための今後のあり方について、県と協働して検討を行う。</p>
<p>(2) 機構職員の確保・養成 各病院の地域における医療需要を踏まえ、業務量の変化に対応できるよう医療人材を確保すること。 病院機構の特長を活かした研修・教育体制により、全職員の知識・技術の向上を図るとともに、認定資格の取得を促すなど、医療技術職員の技術の向上を図ること。 また、特定行為に係る看護師の養成を進めること。</p>	<p>(2) 機構職員の確保・養成 機構本部は、各病院と連携して、各病院の地域における医療需要を踏まえた医療人材の確保に努める。 本部研修センターは、全職員を対象とした研修体系の評価と見直しを継続的に行い、研修の充実を図ることにより、職員の知識、技術、資質の向上を図る。 各病院は、医師、看護師、医療技術職員等の認定資格の取得を推進する。 信州医療センターは、機構本部と連携し、指定研修機関として特定行為ができる看護師の養成を進める。</p>
<p>(3) 県内医療技術者の技術水準の向上への貢献 シミュレーション教育を活用した研修の実施、医療関係教育機関などへ職員を講師として派遣することや実習生の受入れなどにより、県内医療従事者の技術水準の向上に貢献すること。</p>	<p>(3) 県内医療技術者の技術水準の向上への貢献 本部研修センターは、県内医療機関等と連携し、シミュレーション教育を活かした研修会、講師派遣等を実施するとともに、長野県医療従事者シミュレーション教育指導者研究会の充実により、県内医療従事者の技術水準の向上に向けて取り組む。 各病院は、医療従事者の育成に資するため、医療関係職種の各養成所からの要請に基づき職員を講師として派遣するとともに、学生の実習受入れ等を積極的に行う。</p>
<p>(4) 信州木曾看護専門学校の運営 専任教員の確保に努め、地域医療を担う看護師を養成するとともに、学校の特色や魅力の積極的な広報により、学生の確保に努めること。</p>	<p>(4) 信州木曾看護専門学校の運営 信州木曾看護専門学校は、県内の看護人材の確保のため、次に掲げる取組を行う。 ア 看護基礎教育の質を確保し、県立病院の持つ医療資源を活かして、地域医療、高度・専門医療等に幅広く対応しうる看護人材を、安定的かつ継続的に育成する。 イ 看護教員の確保に向け、看護教員養成講習会を受講させるとともに、教員の質向上のため、大学（放送大学）進学を積極的に支援する。 ウ 少人数制で手厚い教育指導により高い国家試験合格率を維持していることを本校の魅力として、積極的な広報により学生の確保に努める。</p>

第4期中期目標（素案_20240927パブリックコメント開始時点）	第4期中期計画（素案）
<p>4 医療の質の向上に関すること</p> <p>(1) より安全で信頼できる医療の提供 安全で安心な医療を提供するために、医療事故などを防止するための医療安全対策を徹底するとともに、医療事故発生時には、病院内に原因の究明と再発防止を図る体制を確保すること。また、院内感染防止対策を確実に実施すること。 精神科病院における精神障害者に対する虐待防止対策により一層取り組み、人権に配慮した療養環境の確保と開かれた病院づくりを推進すること。</p> <hr/> <p>(2) 医療等サービスの一層の向上 患者満足度調査などによる患者・家族のニーズの把握や、臨床評価指標（クリニカルインディケーター）の提供により、患者サービスの向上に努めること。 第4期最終年度における患者満足度及びクリニカルパス適用率について、第3期最終年度を上回るよう取り組むこと。 また、アドバンス・ケア・プランニングなど、患者が望む医療やケアを提供すること。</p> <hr/> <p>(3) 先端技術の活用 医療DXの推進に向け、先端技術を活用した遠隔診療、医療従事者間の情報共有や電子カルテの相互参照、電子処方箋の導入などにより、地域における持続可能な医療・介護サービスを提供するとともに、医師をはじめとする医療従事者の負担軽減を図ること。</p> <hr/> <p>(4) 信州大学等との連携 協力型臨床研修病院として、初期臨床研修医の受入れを行うとともに、専攻医の受入れを積極的に行い、医師を養成すること。 また、連携大学院教育等により、専門性の高い医師及び医療従事者の養成を行うこと。</p> <hr/> <p>(5) 医療に関する研究及び調査の推進 医療に関する研究調査などに取り組み、新たな医療技術と医療水準の向上に貢献するとともに、病院機構で行っている取組、研究・調査の成果などを県民に分かりやすく広報すること。</p>	<p>4 医療の質の向上に関すること</p> <p>(1) より安全で信頼できる医療の提供 各病院が連携して医療安全対策を推進し、各病院の医療安全の標準化と質の向上に努める。また、院内感染防止のため、県立病院間で情報の共有化を図りながら、発生予防と拡大防止対策を推進する。</p> <hr/> <p>(2) 医療等サービスの一層の向上 各病院は、患者満足度調査などによる患者・家族のニーズの把握や、臨床評価指標（クリニカルインディケーター）の提供、クリニカルパス適用率の向上の取組等により、患者サービスの向上に努める。</p> <hr/> <p>(3) 先端技術の活用 各病院は、遠隔診療の実施など国が進める医療DXに対応し、医療分野における先端技術を活用することで、医師をはじめとする医療従事者の負担軽減及び業務の効率化を推進するとともに、地域の診療機能の充実を図る。</p> <hr/> <p>(4) 信州大学等との連携 各病院は、臨床研修病院として、初期臨床研修医の受入れを行うとともに、専攻医の受入れを積極的に行い、医師を養成する こころの医療センター駒ヶ根とこども病院は、信州大学との連携大学院教育等により、職員の研究活動を推進し専門性の高い医師等の養成を行う。</p> <hr/> <p>(5) 医療に関する研究及び調査の推進 各病院は、臨床研究を推進して研究機能を向上させ、医療技術・医療水準の向上に努める。 病院機構は、病院機構が行っている取組や研究の成果を、ホームページ、公開講座等を通じて広報する。</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 病院機構は、柔軟性・自律性・迅速性を引き続き発揮し、医療環境の変化等へ適切に対応するとともに、デジタル技術も活用した業務運営の改善・効率化に努めること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 病院機構は、柔軟性・自律性・迅速性を引き続き発揮し、医療環境の変化等へ適切に対応するとともに、デジタル技術を活用する等、業務運営の改善・効率化に努める。</p>
<p>1 業務運営体制の強化 目標の達成に向け、業務を健全かつ効率的に運営するための内部統制システムの構築と本部機能の強化に取り組むこと。 また、医療機能や病院規模に応じた適切な職員配置を進めるとともに、公正で客観的な人事評価制度による的確な組織・人事運営を行うこと。</p>	<p>1 業務運営体制の強化 機構本部は、目標の達成に向け、業務を健全かつ効率的に運営するための内部統制システムの構築と本部機能の強化に取り組む。また、各病院と連携して、医療機能や病院規模に応じた適切な職員配置を進めるとともに、公正で客観的な人事評価制度による的確な組織・人事運営を行う。</p>

第4期中期目標（素案_20240927パブリックコメント開始時点）	第4期中期計画（素案）
<p>2 経営人材の育成・確保            病院経営能力を備えた人材の育成・確保に努めること。            また、診療報酬加算等収益向上につなげるため、医療事務に係るスペシャリストの育成体制構築や、確保に努めること。</p>	<p>2 経営人材の育成・確保            機構本部は、各病院と連携して、人事評価制度の効果的な運用及び実効性の向上、事務管理職の育成登用等により、病院経営能力を備えた職員及び医療事務に係るスペシャリストの育成体制を構築するとともに、人材確保に努める。</p>
<p>3 業務改善に継続して取り組むための仕組みづくり            DPCデータや経営状況を共有するシステム等により、本部と各病院の連携、経営管理を強化・促進すること。また、病院運営に一体的に取り組むため、職員意識の向上を図ること。</p>	<p>3 業務改善に継続して取り組むための仕組みづくり            機構本部は、DPCデータや経営状況等を共有するシステム等を導入し、本部と各病院の連携、経営管理を強化・促進する。            各病院は、病院運営に一体的に取り組むため、職員意識の向上を図る。</p>
<p>4 働き方改革への対応            持続可能な医療を提供するため、先端技術を活用した遠隔医療、タスク・シフト/シェア、働き方支援等、職員の働き方を工夫すること。</p>	<p>4 働き方改革への対応            各病院は、医師の健康確保と地域医療の確保の観点から、訪問診療時に利用可能な遠隔医療等の先端技術の活用や、他職種へのタスク・シフティング（医行為の一部を他の職種へ委譲すること）等、職員の働き方を工夫する。</p>
<p>5 職員の勤務環境の向上            ハラスメントの防止に取り組むとともに、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進すること。            また、第4期最終年度における職場環境満足度調査について、第3期最終年度を上回るよう取り組むこと。</p>	<p>5 職員の勤務環境の向上            病院機構は、ハラスメントの防止に取り組むとともに、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進し、職場環境満足度の向上に努める。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項            病院機構は、経営基盤の強化及び継続的な経営改善と定期的な進捗管理・見直しに取り組むことにより、資金収支の均衡を考慮して経常黒字を確保することで、持続的かつ安定的な経営を行うこと。            なお、県は、病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画            病院機構は、経営基盤の強化及び継続的な経営改善と定期的な進捗管理・見直しに取り組むことにより、資金収支の均衡を考慮して経常黒字を確保することで、持続的かつ安定的な経営に努める。また、県立病院として求められる公的使命を確実に果たすため、業務運営の改善及び効率化に取り組むとともに、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、県からの運営費負担金を確保する。</p>
<p>1 経常黒字の確保            各年度の損益計算において、経常黒字を確保すること。            経営改善方策（部門や診療科ごとの原価計算等に基づく）を立て、実行すること。</p>	<p>1 経常黒字の確保            病院機構は、経常黒字を確保するため、経営改善方策を立て、実行する            (1) 予算（令和7年度～11年度）（略）            (2) 収支計画（令和7年度～11年度）（略）            (3) 資金計画（令和7年度～11年度）（略）</p>
<p>(1) 収益の確保            必要かつ適切な診療報酬の確保を行うこと等による収益確保を図るとともに、診療報酬請求漏れの防止や未収金の発生防止及び早期回収に努めること。</p>	<p>(1) 収益の確保            各病院は、様々な診療報酬の取得可能性やDPCの係数向上等について積極的に検討を行うほか、診療報酬請求漏れの防止、未収金の発生防止及び早期回収に努める。</p>
<p>(2) 費用の抑制            診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析による費用対効果の改善に向けて取り組むこと。            また、今後の人口減少や医療ニーズの変化等を見据えた最適な職員配置や人件費について検討し、第4期最終年度における職員給与費対医業収益比率について、第3期最終年度より著しく改善させること。</p>	<p>(2) 費用の抑制            各病院は、診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析による費用対効果の改善に向けて取り組む。また、今後の人口減少や医療ニーズの変化等を見据えた最適な職員配置を検討し、職員給与費対医業収益比率について改善に向けて取り組む。</p>

2 資金収支の均衡

各病院において資金収支の均衡を図り、中期目標期間の累計で病院機構全体の資金収支を均衡させること。また、投資・財政計画を策定するとともに収益に見合った投資額を設定し、当該計画に基づいた投資判断を行う体制を構築すること。

2 資金収支の均衡

各病院は、資金収支の均衡を図り、中期計画期間の累計で病院機構全体の資金収支（決算報告書の単年度資金収支）を均衡させるよう努める。  
機構本部は、投資・財政計画を策定するとともに適正な投資額を設定し、当該計画に基づいた投資判断を行う体制を構築する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンスの推進と適切な情報管理

医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部統制を着実に推進し適切な業務運営を行うこと。また、個人情報保護法や長野県情報公開条例等に基づき、適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、職員への周知を徹底すること。

医療の提供に支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ確保のための必要な措置を講じること。

第9 その他業務運営に関する事項

1 コンプライアンスの推進と適切な情報管理

機構本部は、各種研修会等の開催により、法人内のコンプライアンスの強化を図るとともに、内部統制委員会及びリスク管理委員会の活動を通じて内部統制等の評価・検証を行い適切な業務運営を行う。また、個人情報保護法や長野県情報公開条例等に基づき、保有する個人情報の適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、定期的な研修会により、職員への周知を徹底する。

各病院は、医療の提供に支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ確保のための必要な措置を講じる。

2 施設整備及び医療機器に関する事項

地域の医療ニーズ、費用対効果、将来の収支見通し、投資・財政計画等を踏まえ投資を最適化し、施設と医療機器の効果的な整備を行うこと。

2 施設整備及び医療機器に関する事項

各病院は、地域の医療ニーズ、費用対効果、将来の収支見通し、投資・財政計画等を踏まえ投資を最適化し、施設と医療機器の効果的な整備を行う。また、相当の年数が経過した施設については、今後のあり方について県と協働して検討を進める。

(1) 施設及び設備の整備に関する計画（令和7年度～11年度）

施設・設備の内容	予定額	財源
施設及び医療機器等整備	総額 百万円	長野県長期借入金等

3 公立病院経営強化ガイドライン等を踏まえた取組

限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという観点を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン及び長野県保健医療計画に沿った取組を推進すること。

4 中期計画における数値目標の設定

本中期目標の主要な項目について、公立病院経営強化ガイドライン及び病院機構の業務の実績の評価に係る指標を踏まえ、中期計画において数値目標を設定すること。また、当該目標の達成に向けPDCAサイクルを機能させること。

3 公立病院経営強化ガイドライン等を踏まえた取組

病院機構は、限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという観点を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン及び長野県保健医療計画に沿った取組を推進すること。

4 中期計画における数値目標の設定

病院機構は、本中期目標の主要な項目について、公立病院経営強化ガイドライン及び病院機構の業務の実績の評価に係る指標を踏まえ、次のとおり数値目標を設定すること。また、当該目標の達成に向けPDCAサイクルを機能させるとともに、年度計画においても当機構及び各病院に適した数値目標の設定に努める。

【紹介率・逆紹介率】

病院名	令和5年度実績	令和11年度目標
(阿南病院・木曾病院除く)		

【経常収支比率】

	令和5年度実績	令和11年度目標
病院機構全体		

【資金収支】

病院名	令和5年度実績	令和11年度目標

【医業収支比率】

病院名	令和5年度実績	令和11年度目標

【病床利用率】

病院名	令和5年度実績	令和11年度目標

【医療材料費対医業収益比率】

病院名	令和5年度実績	令和11年度目標

【職員給与費対医業収益比率】

病院名	令和5年度実績	令和11年度目標

患者満足度、職場環境満足度、クリニカルパス適用率

5 積立金の処分に関する計画

第3期中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法第40条第4項に該当する積立金があるときは、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。